

佐久市民憲章と佐久市のシンボルを制定しました。

すべての市民の皆さんにふるさとに対する誇りと愛着心を持っていただき、より一層、新・佐久市としての一体感を育むとともに、まちづくりに対する市民意識の高揚を図ることを目的に、新市発足から5周年を迎えた平成22年4月1日、佐久市民憲章と佐久市のシンボルを制定しました。

市民憲章の起草及びシンボルの選考にあたっては、平成21年2月、市長から佐久市市民憲章・シンボル制定審議会へ諮問しました。 審議会では、シンボルの募集、市民憲章の国語専門家による添削、またパブリックコメントの結果を参考とする中で、約1年間をかけて9回にわたり開

市では、答申された市民憲章とシンボルを市の案として、平成22年佐久市議会第1回定例会へ議案として提出しました。 その結果、3月25日に議決されましたので、この4月1日に合併後の新たな佐久市民憲章と佐久市のシンボルを制定しました。

催された会議において慎重にご審議をいただき、平成22年1月29日に市長あて答申をいただきました。

佐久市民憲章

佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流、 満天の星に抱かれ、豊かな自然や先人の築いた歴史と伝統に育まれた、美 しい高原のまちです。

わたくしたちは、このかけがえのないふるさとを受け継ぎ、輝く未来へ 躍進する、明るく住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切にし、清らかで環境にやさしいまちをつくります。
- 一 歴史と伝統に親しみ、教養を深め、文化の薫り高いまちをつくります。
- 一 働くことに誇りと喜びを持ち、産業の発展する活力あるまちをつくり ます。
- 一 心身ともに健康で、互いの命を尊重し合い、安心して暮らせるまちを つくります。

佐久市民憲章は、前文と本文から構成され、前文は市の特長やまちづくりの基本姿勢を掲げ、本文では市民が日常的かつ継続的に心掛けるべき、まちづくりの目標として自然環境、文化教育、産業労働、健康福祉の4つの項を掲げ、それぞれ定めました。

佐久市のシンボル







市の木 からまつ

市の花 コスモス

市の魚 佐久鯉

佐久市のシンボルは、佐久市を象徴し、地域の特性とイメージにふさわしく、市民に親しまれているものとして、市の木、市の花、市の魚の3つをそれぞれ定めました。

佐久市民憲章を市民の皆さん一人ひとりの生活のなかで親しみ実践していただくとともに、市の木 からまつ、市の花 コスモス、 市の魚 佐久鯉を佐久市のシンボルとして一層愛着を持ち、また親しんでいただきますようお願いします。







■ 佐久市民憲章について

1. 前文の解説

山紫水明、風光明媚な地である、わがふるさと佐久市は、四季の変化に富んだ豊かな 自然と先人たちがたゆまぬ努力によって築き上げた歴史と伝統に育まれ、今日の繁栄が もたらされています。

市民一人ひとりが、わがふるさと佐久市を誇りと責任を持って受け継ぎ、より一層、 未来へ向かって飛躍する、平穏で明るい、これからも住み続けたくなるようなまちづく りを進め、後世に引き継いでいきたいという願いが込められています。

2. 本文の解説

[第1項] この項は、自然環境を柱にしています。

ふるさとが誇る、水と緑あふれる豊かな自然を大切に守り育てることで、人と 自然が共生できる、清潔で快適な住みよいまちにしたいという願いが込められて います。

[第2項] この項は、文化教育を柱にしています。

受け継いだ歴史と伝統に親しみ、また自らが進んで知識を求め、技能を磨き、 個性を伸ばすことで、心豊かに暮らすことのできる文化的な住みよいまちにした いという願いが込められています。

[第3項] この項は、産業労働を柱にしています。

持てる力を発揮し、誇りと喜びを持っていきいきと元気に働くことで、産業が発展して、活力と豊かさが実感できる住みよいまちにしたいという願いが込められています。

「第4項」 この項は、健康福祉を柱にしています。

自らが健康の保持に努め、またお互いのかけがえのない命を尊重し、支え合い 共存していくことで、やさしさと思いやりがあふれ、福祉の輪が広がる住みよい まちにしたいという願いが込められています。

■ 佐久市のシンボルについて

- 1. 市の木:からまつの選考理由
 - ・ 市内に一番多く存在する木であり、佐久市を象徴するものであると言える。
 - ・ 茨城牧場長野支場(旧名称:長野牧場)のからまつ並木や、山々のからまつ林の風景は、佐久市の高原的なイメージに合っている。
 - ・ シンボル募集結果では、種類として「市の木」が2位となり、その中では「からまつ」が1位となった。
- 2. 市の花:コスモスの選考理由
 - ・ 内山地区の国道254号線沿いに9kmに及ぶフラワーロード「コスモス街道」が続いており、佐久市の観光名所として、全国的にも知名度が高いと言える。
 - ・ 毎年9月にコスモスの開花に合わせて「佐久高原コスモスまつり」が開催され、多く の観光客が訪れるとともに、市民の間でも親しまれている。
 - ・ シンボル募集結果では、種類として「市の花」が1位となり、その中では「コスモス」が1位となった。
- 3. 市の魚:佐久鯉の選考理由
 - ・ 平成20年9月に県下6番目の特許庁地域団体商標登録として佐久鯉が認められており、佐久市の特産物として、全国的にも知名度が高いと言える。
 - ・ 毎年5月、ミス佐久鯉コンテストなど佐久鯉に関するイベントを行う「佐久鯉まつり」が開催され、多くの観光客が訪れるとともに、市民の間でも親しまれている。
 - ・ シンボル募集結果では、種類として「市の魚」が3位となり、その中の多くが「佐久鯉」だった。

■ 制定の経過について

制定の経過につ	
H20.10	市民憲章及びシンボルの制定作業に着手
H20. 12. 16	平成20年佐久市議会第4回定例会
	・ 佐久市市民憲章・シンボル制定審議会条例を議決
H21. 2. 16	第1回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	委員の委嘱
	・ 市民憲章及びシンボルを市長から諮問
	・ 市民憲章及びシンボルの制定に関して基本的事項の確認
H21. 3. 18	第2回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
1121.0.10	「憲章] ・ 審議方法及び審議日程を決定
	・ 素案作成にあたり、委員意見を取りまとめることを決定
	□ 「シン」・ 審議方法及び審議日程を決定
H21. 4. 21	第3回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
ΠΔ1. 4. Δ1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	[憲章] ・ 素案作成にあたっての各委員の意見を取りまとめ
	・ 形式を審議し仮決定
1101 5 00	[シン] ・ 候補を募集するための募集要領を審議し決定
H21. 5. 28	第4回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
1101 6	[憲章] ・ 素案作成にあたっての各委員の意見を取りまとめ
H21.6	シンボルの候補を募集
	・花、木などのシンボルの種類と、種類ごとの具体的な名称、選
	定理由を、募集要領により全国から募集(応募件数115件)
Н21. 7. 16	第5回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	[憲章]・素案作成にあたって審議
	[シン]・募集結果に基づき種類を審議し、木、花、魚に決定
H21. 8. 10	第6回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	[憲章]・素案作成にあたって審議し仮決定
	[シン]・ 募集結果に基づき木、花、魚を審議し、花はコスモス、
	魚は佐久鯉に決定
H21.8	市民憲章を国語専門家によって添削(第1回目)
H21. 9. 14	第7回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	[憲章]・ 素案作成にあたって審議し決定
	[シン]・ 募集結果に基づき木を審議
H21. 10. 23	第8回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	[シン]・ 募集結果に基づき木を審議し、木はからまつに決定
H21.12	パブリックコメントの実施
	・ 市民憲章及びシンボルの素案に対して、市民から意見を募集(提
	出件数 5 件)
H22. 1. 12	第9回佐久市市民憲章・シンボル制定審議会
	・ 提出意見に基づき審議し、答申案を決定
H22. 1. 26	市民憲章を国語専門家によって添削(第2回目)
	・ 市民憲章及びシンボルの答申案を調整し、答申案を最終決定
H22. 1. 29	市民憲章及びシンボルを市長へ答申
H22. 3. 25	平成22年佐久市議会第1回定例会
	・ 佐久市民憲章を議決
	・ 佐久市のシンボルを議決
	・ 佐久市市民憲章・シンボル制定審議会条例を廃止する条例を議決
H22. 4. 1	市民憲章及びシンボルを制定(告示)